プト、エチオピア、スーダン、チュニジア、南スーダン、モロッコ、リビア			
八　中華人民共和国、シリア、レバノン、イタリア、英国、オーストリア、ドイツ、ハンガリー、ポーランド、エジプト、エチオピア、南スーダン、チュニジア、モロッコ	そらまめの種子であつて栽培の用に供するものの並びにえんどう及びそらまめの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの	輸出国の政府機関により行われた次のいずれかの検査の結果*Broad bean true mosaic virus*（ソラマメトゥルーモザイクウイルス）に侵されていないこと。	
九　インド、パキスタン、イスラエル、イラク、イラン、トルコ、レバノン、アルバニア、アルメニア、インド、ウクライナ、ウズベキスタン、オーストリア、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、スイス、スペイン、スロベニア、セルビア、タジキスタン、ドイツ、トルクメニスタン、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マルタ、モルドバ、モンテネグロ、ルーマニア、アルジェリア、カナリア諸島、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、アルゼンチン、チリ、ブラジル、ペルー、オーストラリア	おふくかずら、おらんだいちご、オリーブ、せいようひいらぎ、せん、ちこう、つた、とうぐわ、トマト、ひめいらくさ、ペチュニア、まるばたばこ、あかざ属植物、いちじく属植物、さくら属植物、なす属植物、ねりばはぜ属植物、ばら属植物、ぶどう属植物、まつ属植物及びみかん属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの	輸出国の政府機関によりその栽培地において行われた*Xiphinema index*（ブドウオオハリセンチュウ）を発見するために適切と認められる方法による検査の結果*Xiphinema index*（ブドウオオハリセンチュウ）に侵されていないこと。 二　適切な血清学的診断法による検査	
十　インド、台湾、中華人民共和国、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オランダ、カザフスタン、キルギス、ジョージア、スロバキア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ハンガリー、フランス、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシア、アルジェリア、モロッコ、アメリカ合衆国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ハトワイ諸島			

			sp. *psi*.（エンドウ萎ちょう病菌）を発見するために適切と認められる方法による検査の結果*Fusarium oxysporum* f. sp. *pisi*.（エンドウ萎ちょう病菌）に侵されていないこと。
	シトロフォーチュネラ・ミクロカルパ、エレモシトラス属植物、からたち属植物、きんかん属植物、セベリニア属植物及びみかん属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの	輸出国の政府機関によりその栽培地において行われた*Deuterophoma trachei-philia*を発見するために適切と認められる方法による検査の結果*Deuterophoma trachei-philia*に侵されていないこと。	
十一　イエメン、イスラエル、イラク、シリア、トルコ、レバノン、アルバニア、アルメニア、イタリア、キプロス、ギリシャ、ジョージア、フランス、ロシア、アルジェリア、エジプト、チュニジア、リビア	エリトラエア・ケンタウレウム、エリトラエア・ロクスバリー、ケンタウリウム・プルケルム、とるこぎきょう、ブラクストニア・インペルフォリアタ、ブラクストニア・セロティナ及びブラクストニア・ペルフォリアタの生植物（果実を除き、種子を含む。）であつて栽培の用に供するもの	1　種子については、*Peronospora chlorae*（トルコギキョウべと病菌）が発生していない状態が維持されている地域として輸出国の政府機関が指定する地域において生産され、かつ、輸出国の政府機関により行われた検査の結果*Peronospora chlorae*（トルコギキョウべと病菌）に侵されていないこと。 2　種子以外の生植物については、輸出国の政府機関が指定する*Peronospora chlorae*（トルコギキョウべと病菌）が発生していない栽培施設において生産され、かつ、輸出国の政府機関により行われた検査の結果*Peronospora chlorae*（トルコギキョウべと病菌）に侵されていないこと。	
十二　インド、台湾、中華人民共和国、イスラエル、トルコ、アゼルバイジャン、イタリア、ウクライナ、英国、オランダ、北マケドニア共和国、クロアチア、コソボ、ジョージア、スイス、スロベニア、セルビア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フランス、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、モンテネグロ、ロシア、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、オーストラリア			

輸出国の政府機関によりその栽培地において行われた*Fusarium oxysporum* f.